

熊本県道路上空通路連絡協議会規約

昭和44年 7月28日
改正 昭和48年 4月12日
昭和54年12月 3日
平成 4年 7月14日
平成15年 4月18日
平成27年 2月18日
平成30年11月26日

(設置)

第1条 道路の上空に設ける通路（以下「上空通路」という。）の設置許可等について（熊本市、八代市及び天草市を除く。）、関係機関相互の連絡及び調整を行い、事務の円滑かつ適切な処理を図るため、地域連絡会議（以下「連絡会議」という。）及び熊本県道路上空通路連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡会議の目的)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を目的に開催する。

- 一 設置地域を所管する関係機関への許可案件の情報提供
- 二 設置地域を所管する関係機関の許可案件に対する意見の把握
- 三 設置地域の情報把握等
- 四 設置地域のまちづくり方針との整合及び周辺環境との調和に対する意見の把握

(連絡会議の構成等)

第3条 連絡会議は、設置地域を所管する国土交通省河川国道事務所、広域本部建築主管課及び関係課、警察署、消防署、市町村関係部署及び建築課その他関係する機関のうち、上空通路の設置に関し連絡及び調整が必要な機関で構成する。

- 2 連絡会議の事務局は、設置地域を所管する広域本部建築主管課とする。
- 3 連絡会議は、広域本部建築主管課が主催する。
- 4 連絡会議は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(連絡協議会の目的)

第4条 連絡協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 一 上空通路の設置許可等に関する事項
- 二 上空通路設置基準に対する制限附加に関する事項
- 三 上空通路の設置禁止区域に関する事項
- 四 連絡会議での意見に関する事項
- 五 その他必要な事項

(連絡協議会の構成等)

第5条 連絡協議会は、会長及び委員を持って構成する。

2 会長は、土木部建築住宅局長を、委員は次の各号のうち関係者をもって構成する。なお、連絡協議会には代理の者を出席させることができる。

- 一 建築課長

- 二 道路保全課長
 - 三 消防保安課長
 - 四 県警本部交通規制課長
 - 五 設置地域を所管する建築主事
 - 六 その他会長が指定する者
- 3 連絡協議会の事務局は、建築課とする。
 - 4 会長は、次の場合に連絡協議会を招集するものとする。
 - 一 連絡会議での意見に係る協議終了の報告があった場合
 - 二 その他会長が連絡協議会の開催を必要と認めた場合
 - 5 連絡協議会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(雑則)

第6条 この規約に定めのない事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この規約は、昭和44年7月28日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和48年4月12日から施行する。

(附 則)

この規約は、昭和54年12月3日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成4年7月14日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成15年4月18日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成30年11月26日から施行する。